

神奈川県生活環境の保全等に関する条例における  
アスベストの規制について

令和3年10月

平塚市 環境部 環境保全課

○県条例の規制対象となる石綿含有建材	1
○管理体制の整備	1
○住民等への周知	1
○大気中の石綿濃度等の測定	2
○発注者への説明	3
○石綿排出等作業に係る届出	3
○石綿排出等作業の完了の報告	3
○非常時の措置	3

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例におけるアスベストの規制について

令和3年4月1日に改正大気汚染防止法が施行されたことを受け、法と連携した効果的な石綿飛散防止対策等の取組の推進を図ることを目的に神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下、「県条例」という。)が改正され、令和3年10月1日から施行されることになりました。

### 〈県条例の規制対象となる石綿含有建材〉

県条例では、石綿含有建材のうち、吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材を規制対象としており、これらを対象とする除去等作業を「石綿排出等作業」と規定しています。

【県条例第2条第2項第16号、第17号】

### 〈管理体制の整備〉

元請業者(自主施工者)は、石綿排出等作業を含む解体等工事(以下、「石綿排出等工事」という。)の発注者、元請業者(自主施工者)、石綿除去等の施工業者並びに石綿濃度等の環境測定業者から構成される管理体制を整備しなければなりません。

また、作業の管理、住民等への周知、環境測定並びに非常時の通報・措置に関する分担関係を明示した施工体制図と非常時の連絡体制図を作成しなければなりません。

【県条例第52条】

### 〈住民等への周知〉

元請業者(自主施工者)は、石綿排出等工事現場の周辺地域の住民等に対し、大気汚染防止法に基づき設置する掲示板以外の方法で周知しなければなりません。 【県条例第52条の2】

※この規定は、石綿排出等工事に係る周辺住民等とのリスクコミュニケーションを促進する目的で設定されたものであるため、発注者と連携し、施工側の一方的な解釈とならないよう周知する意義を十分に理解したうえで実施してください。また、周知内容に対する周辺住民等からの意見の有無等を確認する時間を確保するために作業開始の概ね一週間前までには実施するようにしてください。

#### 発注者の方へ

石綿排出等工事における周知を行う際は、発注者と元請業者でよく話し合い、周知範囲や実施方法等を決めていくことが望ましいと考えられます。

地域の実情を踏まえた効果的な周知を行い、周辺住民等とのコミュニケーション不足による苦情等が発生しないよう、元請業者への協力をお願いします。

#### 〈参考〉

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン (環境省)

URL : [https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/rc\\_guideline/rc\\_guideline.pdf](https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/rc_guideline/rc_guideline.pdf)

〈大気中の石綿濃度等の測定〉

かき落とし、切断又は破碎を伴う石綿排出等工事の元請業者（自主施工者）は、工事場所周辺における大気中の石綿濃度等を測定し、その結果を記録、保存しておかなければなりません。 【県条例第52条の3】

（測定時期と頻度）

時 期	頻 度
石綿排出等作業の開始前	1回
除去作業中	・除去作業初日の作業開始後速やかな時期 ・除去作業期間中における7日を超えない期間につき1回以上
負圧隔離養生の解除前	1回
石綿排出等作業の完了時	1回

※ 測定結果（総繊維数濃度）の速報については、可能な限り早期に把握するようにしてください。

（測定地点）

時 期	地 点			
	作業場周辺 4地点※	集じん・排気装置 排気口付近	前室出入口 付近	負圧隔離養生 区域内
石綿排出等作業の開始前	○	—	—	—
除去作業中	○	○	○	—
負圧隔離養生の解除前	—	—	—	○
石綿排出等作業の完了時	○	—	—	—

※ 4地点は、作業場周辺のうち石綿濃度が最も高くなると予想される地点としてください。

（採取時間と測定手順）

規定事項	内 容
採取時間	2時間以上（休憩等により捕集作業を中断する場合であっても、捕集時間の合計が2時間以上となればよい。）
測定手順※ <sup>1</sup>	・位相差顕微鏡法により総繊維数濃度を算出 ・総繊維数濃度が1本/ℓを超えた場合※ <sup>2</sup> は、電子顕微鏡法により石綿濃度を算出

※<sup>1</sup> 詳細は、告示「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」を参照してください。

※<sup>2</sup> 総繊維数濃度が1本/ℓを超えた場合は、非常時の連絡体制にしたがい、直ちに通報してください。

（結果の記録と保存）

記録事項

- ・測定の日付及び時刻
- ・測定時の天候
- ・測定者
- ・測定箇所
- ・測定方法
- ・測定時の石綿排出等作業の実施状況（その周囲の状況を含む。）

保存の期間

3年間

### 〈発注者への説明〉

元請業者は、管理体制、周知計画並びに環境測定を実施する場合はその計画について、発注者に対し書面で説明しなければなりません。 【県条例第52条の4】

### 〈石綿排出等作業に係る届出〉

発注者(自主施工者)は、石綿排出等作業の開始日の14日前までに市長に届け出なければなりません。(災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。) 【県条例第52条の5】

#### 届出事項

様式: 石綿排出等作業管理計画等届出書(第19号様式)

(添付書類)

管理体制図	施工体制図と非常時の連絡体制図
周知計画	周知対象範囲と周知内容
石綿濃度等測定計画	測定の方法、頻度等
事前調査結果	事前調査の方法と結果がわかるもの(みなしの場合は、その旨)

### 〈石綿排出等作業の完了の報告〉

石綿排出等作業に係る届出をした発注者(自主施工者)は、当該石綿排出等作業の完了日から起算して30日以内に市長へ報告しなければなりません。 【県条例第52条の6】

#### 報告事項

様式: 石綿排出等作業完了報告書(第20号様式)

(添付書類)

- ・石綿濃度等測定結果
  - ・作業における点検等の記録
  - ・作業内容がわかる写真等
  - ・廃石綿等の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- ※報告期限までに用意できない場合は、後日、ご提出ください。
- ・作業計画に変更があった場合は、その内容がわかる資料

### 〈非常時の措置〉

元請業者(自主施工者)は、石綿排出等作業の作業場周辺における大気中の石綿繊維数濃度が1本/ℓを超えたとき、又は総繊維数濃度が1本/ℓを超えたとき等、石綿が漏えいしているおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、その旨を平塚市環境保全課へ通報するとともに、石綿の飛散を防止するための措置を講じなければなりません。また、措置実施後は、速やかに発生原因や措置内容等について平塚市環境保全課へ報告しなければなりません。 【県条例第52条の7】

#### 報告事項

様式: 石綿飛散防止に係る応急措置等報告書(第21号様式)

(報告内容)

元請業者(自主施工者)の氏名、石綿排出等工事の名称及び場所、事故原因、経過、措置内容

※必要に応じ、内容がわかる説明資料を添付してください。